

自転車はヘルメットを着用して安全運転

夏休みが終わり、2学期が始まりました。夏休み中、大きな事故やけがの報告は受けておりませんことから、ご家庭で充実した夏休みを過ごすことができたのではないのでしょうか。

2学期のスタートにあたり、再度自転車の乗り方についてお子さんと確認をお願いします。1学期中は、自転車運転中のけがの報告が数件ありました。自分の命を守るためにも、もう一度交通ルールや自転車に乗る際の約束についてご家庭で話題にさせていただきたいと思えます。

◆今年度より自転車に乗る際にはヘルメットの着用しましょう！

令和5年4月1日より、道路交通法（第63条の11）改正で、自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

→本校でも、自転車を運転中に転倒し、頭部をけがしてしまうという事例が報告されています。自分の命を守るためにもヘルメットを身に付けて安全に運転をしましょう。



【安全な運転をこころがけましょう！】

◆並進は禁止

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはいけません。道路を自転車が並んで走ると、どちらかの自転車が車道の中央寄りを走ることになり、危険です。また、道路に広がるため、他の通行の妨げにもなります。

→並進による接触により、けがをしたり、転倒したりしてしまふことがあります。危険ですので、並進はやめましょう。



◆交差点での一時停止と安全確認

「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず徐行し、左右をよく見て、安全に通行しましょう。また、見通しのよい交差点でも、安全のため速度を落としましょう。

横断歩道を渡るときは、きちんと降りて、おしなぐらわたりましょう。

→スピードを必要以上に出して走行する児童も見受けられます。自転車も車と同じで急には止まれません。焦らず、安全に運転をしましょう。



◆歩行者に配慮したやさしい運転を

歩道は歩行者優先です。自転車が歩道を通行するときは、車道寄りの部分を徐行（すぐに止まれる速度で通行すること）しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。

自転車のベルを鳴らして歩行者に道を空けさせたり、スピードを落とさずに歩行者を追い越したりするのはルール違反です。自転車側が、歩行者にけがをさせてしまう危険もあります。歩行者に配慮したやさしい運転を心がけましょう。



